

鳥羽市全員協議会会議録

令和 6 年 9 月 6 日

○出席議員（１２名）

１番	世古雅人	２番	山本欽久
４番	瀬崎伸一	５番	南川則之
６番	濱口正久	７番	山本哲也
８番	河村孝	９番	戸上健
１０番	木下順一	１１番	坂倉広子
１２番	尾崎幹	１３番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・中村市長、立花副市長
- ・濱口総務課長、山本補佐
- ・中井市民課長、片岡補佐
- ・小竹教育長
- ・岡本教委総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議事総務係長

(午前10時08分 再開)

○河村 孝議長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、ドライブに共有してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項、①人事案件（教育委員会委員1人、公平委員会委員1人、人権擁護委員2人）についてであります。

本案件は人事案件であることから、鳥羽市議会の運営に関する基準により非公開として取り扱い、インターネット配信を行いません。事務局は配信を停止してください。

(地方自治法第115条による会議録非公開部分)

○河村 孝議長 ないようですので、この件は終了いたします。

ただいま取扱いの人事案件につきましては、4件とも9月24日に追加上程し、同日に表決となります。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○河村 孝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に協議事項2、議会協議事項②鳥羽市議会の運営に関する基準の改正についてであります。

それでは事務局より説明を求めます。

岡村さん、どうぞ。

○岡村議事総務係書記 議会事務局の岡村です、よろしくお願いします。

それでは私よりドライブへ共有させていただいております資料、鳥羽市議会の運営に関する基準案に沿って説明のほう進めさせていただきます。

今回の改正につきましては、現在口頭による申し合わせになっているものを明文化することや、現行に即した内容に変更することを目的としてご提案させていただくものです。

変更箇所は、太字の黄色マーカー部分となっております。

まず表紙についてなんですけれども、本日、改正内容について議員の皆様からご承諾をいただきました、この(案)のほうを外させていただきまして、令和6年9月改正という形で記載のほうさせていただきたいと考えております。

続いて2ページの上段になります。

第1章本会議、第1節総則の2.参集をご覧ください。

一つ目の丸の参集の通告につきましては、現在出退表示システムのほうを使用していないことから、文中の「出退表示システム」を「出退表」という形に直させていただくものです。

続いて4ページ上段です。

こちら、第4節選挙の1.選挙の中に、二つ目の丸として、議長並びに副議長選挙の立候補表明に関する記述を追加させていただくものです。

同じく、4ページの中段から下段になるんですけれども、第6節発言の1.一般質問のほうをご覧ください。

三つ目の丸の通告の締め切りにつきまして、「前日正午」となっている部分を今現在の運用になっております、「前々日17時」に変更させていただくものです。

また、四つ目の丸の一般質問の日程につきまして、通告者が13人の場合という部分を削除させていただくものとなっております。

続いて6ページのほうをお願いします。

中段の辺り、第2章委員会、2議会運営委員会の一つ目の丸の議会運営委員会委員の選任につきまして、常任委員長の上に「、議会改革推進特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長」のほうを追加させていただくものとなっております。

続いて8ページのほうをお願いします。

下段になりますが、第5章その他の2.人事案件のところになります。

一番下、五つ目の丸として、「正副議長、各常任委員会正副委員長、議会改革推進特別委員会正副委員長、広報広聴委員会正副委員長の任期は2年とする」という旨を追加させていただくものとなっております。

続いてその下ですね、2.人事案件の後に、3.議決事件を追加させていただいてる形で書かせていただいているんですけれども、こちら、6月に実施しました議員研修会におきまして、廣瀬講師のほうより、議会基本条例第9条第1項第2号に定める計画が何を指すのかを明文化しておいたほうがいいとお話ございましたので、こちらもともと議会基本条例のほうに記載があったんですけれども、令和4年の改正時に記載のほうを削除した5つの計画のほうをこちらの申し合わせのほうに書かせていただくという形で、今回改正のほうをさせていただきたいと考えております。

次に、この3.議決事件の追加に伴いまして、以降の番号が1つずつずれていきますのでそのように変更のほうをさせていただきます。

次に9ページの下段、7.その他の一つ目の丸の会議における議員及び説明員の飲食につきまして、本会議場での飲食は原則不可とするが、事前に議長へ事情を説明の上、許可された場合については可能とするという旨を追記させていただくものとなっております。

最後に、二つ目の丸として、新たに毎年5月1日から10月31日まで実施しておりますエコスタイルについての記載を追加させていただくものとなっております。

説明のほうは以上となりますが、他にも議員さんのほうから追加、修正が必要な箇所等ございましたら、ご意見いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○河村 孝議長 事務局より鳥羽市議会の運営に関する基準の改正案について説明がありました。

議員の皆様からも他に改正が必要と思われる箇所等がございましたらご発言をお願いいたします。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 1点だけ議論していただきたいのが行政視察の部分で、これ行政視察を土日をお케이って、説明者もおらへんわけですよね、ほとんど休みで、それを出てきてもらって行政視察をしとるのか。

ただ、2次団体、3次団体へ行政視察へ行くのを認めるのか。そこら辺をもうちょっと明確にさせていただくと。一応、行政行くわけですから、土日休みですよね。行政の外郭団体の施設とかそういうのを見に行くんならば別やけど、ここら辺どうですか。

僕としてはやっぱりこれ行政視察はやっぱり本社もしくは支社にしても土日は休みやと思ってます。それを認めたら行政視察じゃなくなるんじゃないかなと。本来しっかりとした中身を聞きに行くわけですから、その責任者に話聞くのが本来だと思ってますんやけど、そこら辺どうでしょう、皆さん。

9ページの行政視察の2段目。

○河村 孝議長 副議長。

○濱口正久議員 これちょっと僕の解釈で、これ視察の日程の中について書いてあるので、移動日とかのことも含まれとるんかなと思ったんですけど、そんなことはないのかな。違いますか、解釈的に。どういうことなのかな。

○尾崎 幹議員 1日かけて移動するようなところあるの、日本で。

○河村 孝議長 これでも昔からの覚書で、多分尾崎委員の時代からあったはずなんですよ。それで、私もこれは読んでいって解釈したのは、もしその北海道、沖縄、朝一から、朝8時半からお願いしたいというときにはですね、朝一なんか前乗りせんと間に合わんと思うんですよ。

そういったところをとらまえての移動をするに日曜日が当たってもこれはもう致し方ないと、そういう解釈で私も取ってますけどね。

○尾崎 幹議員 そこら辺ちょっと付け加えてもらうと、移動日は土日でもお케이としても、土日を挟んで移動するような場所は日本ではないんです。

2日間かけて、これ日曜日になってますよってね。

(「議長いいですか」の声あり)

○山本欽久議員 普通に考えたら、常識的に考えて土日行政のところへ僕らも頼みに行くっていうのはおかしいでしょう。僕らも土日無理やり空けてくれっていうことはしないってことじゃないですか。

そやで別にこのままでいいかなと僕は思うんですけど。

○尾崎 幹議員 昔はそれをしとったもんでね、土日に視察をしに行くような議員さんらがあまりにも多過ぎたもんで、それはやっぱり二つ仕事を持とって、会社員の方なんかは土日しか休みなかったわけです。それに対して、その休みを使って行とったわけですから。

それならどっちを優先するのっていう話は一遍させてもらった時があるんです。

自分の仕事が大事ななか、それとも議会の仕事大事ななか、そこをやっぱりちゃんと明確にしてやっていかないかんで言うても、賛同していただけなかったっていう流れがあるもんでね、ここら辺はやっぱりしっか

りととめとくほうのが……

(「わかりやすくしておいたほうがいい」の声あり)

○尾崎 幹議員 ということです。

○河村 孝議長 世古雅人議員、どうぞ。

○世古雅人議員 個人的な意見ですけども、あえて枠を広めてあるというか、それをただ選択できるというだけやもんで、そこまで改正してまでする必要はないかなと私は思うんですけど、そういう休日にどうしても行かないかんいうことができ上がってくということやもんで、それはほぼほぼないというのは私も意見的には同じだと思うんだけど。あえて文章というか、この範囲を狭める改正をする必要はないかな。

ただ、そういう時がもし前日というか、金曜日に視察して土曜日に帰ってくるというようなこともあろうかと思うので、あえてそこは、尾崎議員が言うのはよくわかりますし、視察に土日ないやろうというんやけど、言われるように、そう思います。

○尾崎 幹議員 違ってね、ここに書いてあるのは日程の中に入って入っとるもんで、行政視察が。移動日は別ですよ、そんなもんはなから。

○世古雅人議員 別にあってもいいかなと。あえてそこ削る必要はないかな。

○尾崎 幹議員 それが行政視察になるのかなっていうのは、やっぱり行政行くわけですから、その説明できる最高な方々とお会いできるのは、やっぱり土日以外ですよ。そこら辺また検討してください、みんな。

常識ならば、それがないようにしてもらえれば、どこどこ市のどこどこ動物園行くとか、そんなのはやっぱりやめとかないかんのは確かですよ。それだけです。

以上です。

○河村 孝議長 この行政視察の場合は個人の政務活動費を使って行く視察ではないので、委員会の視察というところで、ほぼほぼというか100%そういうことは起きないというところで、事務局が日程を確認をしてすべてオープンにしてやる場所なので、尾崎委員の意見も一理ありますので……

○尾崎 幹議員 みんな認識がわかつとったらいんです。わかってない議員さんらがおった時代があったもんでね。

○河村 孝議長 この時点で皆さんご理解いただくということであれば、このまま運用させていただいてですね、また、改選等々あったときに、そういうことがあれば、また改正させていただくという。

○尾崎 幹議員 そのようにしてもらえれば。

○河村 孝議長 その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝議長 それでは、ないようでございますので、この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前10時27分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月6日

鳥羽市議会議長 河 村 孝